平成２９年（フ）第１００号
大阪府東大阪市御厨西ノ町２－１－29　Ａｎｄ　Ｉ　202号室、住民票上の住所大阪府和泉市阪本町1276番地
破産者　奥村　祥明
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０１号
大阪府守口市佐太中町２丁目７番27―305号
破産者　鈴木　宏和
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２８号
大阪府枚方市香里園山之手町２番16―202号、事業所所在地大阪府門真市幸福町22―３　前住所　大阪府寝屋川市御幸東町13番10号
破産者　麦の香ＨＯＵＳＥこと　池永　　聡
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４８号
大阪府八尾市美園町４丁目30番地の18
破産者　村田　一貴
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１０号
大阪市旭区千林１丁目１番28号　メゾンドアメニタ　401
破産者　活旬有馬こと　有馬　直文
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８５号
大阪府枚方市藤阪東町４丁目49番３号
破産者　古谷　淳司
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３号
大阪府和泉市光明台３丁目１番17―505号
破産者　和田　年員
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９５号
大阪府東大阪市近江堂１丁目９番23号、前住所大阪府東大阪市花園本町１丁目11番18号
破産者　平山　順豊
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１０号
奈良県大和高田市東中２丁目13番34―301号グローバル大和高田、開始決定時の住所大阪府柏原市国分市場１丁目６番20号
破産者　小川　久雄
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８５５号
広島市安佐北区口田南８丁目56番８号
破産者　金田　悠三
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２号
北海道北見市常盤町５丁目２番地４　ハイツ岡崎201号、破産手続開始決定時の住所北海道北見市ひかり野１丁目10番地13　ルミナスひかり野201号
破産者　オートボディーこと　川原　正明
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２号
北海道北見市北１条西１丁目８番地１　一燈ビル701号
破産者　馬橋　孝夫
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第４号
北海道北見市美山町南５丁目129番地９　美山第２団地５―37号、前住所北海道北見市美山町南２丁目９番地22
破産者　中村　淳司
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６号
盛岡市前九年１丁目３番35号　エクセルネスト102号
破産者　川村　健一
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１２８号
茨城県古河市中田新田139番地22
破産者　齊藤　誠弘（旧姓佐々木・髙橋）
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７４８号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目40番30号　第二サニーハイツ有田201号
破産者　高橋泰二郎
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８５号
横浜市中区日ノ出町１丁目６番地　ニューシティ・レジデンス野毛山305号室
破産者　平良　弥丈
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９１号
横浜市緑区鴨居１丁目13番１―904号
破産者　中村　忠義
1　決定年月日　平成29年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部